

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	( )
----------------------	-------------	-----	--------

別表十七(三)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外 国 関 係 会 社 の 名 称	名 称	1	<p>【No.90】 租税の負担割合が20%未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)</p>		
	本たる所の国名又は地域名	2			
	又事主所在地	3			
事業年度		4	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
主たる事業		5			
外国関係会社の区分	特定外国関係会社	6	特定外国関係会社	特定外国関係会社	特定外国関係会社
	対象外国関係会社		対象外国関係会社	対象外国関係会社	対象外国関係会社
	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社		外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社
資本金の額又は出資金の額	( 円)	7	( 円)	( 円)	( 円)
株式等の保有割合	%	8	%	%	%
営業収益又は売上高	( 円)	9	( 円)	( 円)	( 円)
営業利益	( 円)	10	( 円)	( 円)	( 円)
税引前当期利益	( 円)	11	( 円)	( 円)	( 円)
利益剰余金	( 円)	12	( 円)	( 円)	( 円)
所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	%	13	%	%	%
企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当		14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類
課税対象金額	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の二「26」、別表十七(三)の三「7」又は別表十七(三)の四「9」)	16			
請求権等勘案合算割合	請求権等勘案合算割合 (別表十七(三)の二「27」、別表十七(三)の三「8」又は別表十七(三)の四「10」)	17	%	%	%
課税対象金額等	課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の二「28」、別表十七(三)の三「9」又は別表十七(三)の四「11」)	18	( 円)	( 円)	( 円)

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.91】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。